

## 6. 認知症の進行と主な症状・対応

認知症は少しずつ進行し、症状が変化していきます。  
 家族や周囲が認知症を理解し、進行に合わせて上手に対応していくことが大切です。

	認知症の症状がなく 日常生活も自立	認知症の疑い	認知症はあるが 日常生活は自立
認知症の進行	<p>正常なレベル</p> <p>軽度認知障害 (MCI)</p> <p>日常生活に支障をきたす程ではなく、認知症とは診断されないが、記憶障害と軽い認知障害があり、正常とも言い切れない中間的な段階です。5年間で約半数が認知症になると言われています。一方で、長期間この状態を保ったり、正常なレベルに戻る人もいます。</p>		<p>初期</p>
本人の様子例	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立して日常生活を送ることができる</li> <li>町内の活動やサークル活動など趣味や生きがいをもって生活する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もの忘れが多いが自立して生活ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>やる気がでない</li> <li>約束が思い出せない</li> <li>不安が強い</li> <li>物事が覚えにくい</li> <li>買い物や金銭管理にミスが見られる</li> <li>新しい事がなかなか覚えられない</li> <li>料理の準備や手順を考えるなど、状況判断が必要な行為が難しくなる</li> </ul>
家族の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域行事やボランティアを行う等、社会参加できるよう働きかける</li> <li>家庭内での役割を持ってもらい、継続できるようにする</li> <li>認知症に対する正しい理解を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつもと違う、何か様子が変わったと思ったら、早目にかかりつけ医や地域包括支援センターに相談する</li> <li><b>家族の気づきがとても大切</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接し方の基本やコツなどを理解する</li> <li>家族間で介護のことについて話し合っておく</li> <li>介護者自身がゆとりを持った関わりができるための居場所を持つ</li> <li>情報をオープンにして、見守りや介護の協力者を増やす</li> <li>本人の思いを聞き、認知症が進んでも、本人の意思を尊重できるようにする</li> </ul> <p>介護サービスの利用 サービス利用には介</p>



6

認知症の進行と主な症状・対応

代表的なアルツハイマー型認知症の進行の例（右にいくほど発症から時間が経過し、進行している状態）※症状の現れ方には個人差があります。

誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け 介護が必要	常に介護が必要
<b>中期</b>		<b>後期</b>
<b>認知症</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ たびたび道に迷う</li> <li>・ 妄想が多くなる</li> <li>・ 薬の飲み忘れが多い</li> <li>・ 電話の対応や訪問者の対応など一人では難しい</li> <li>・ 物の使い方がわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活全般に介護が必要</li> <li>・ 着替えや食事、トイレがうまくできない</li> <li>・ 場所、時間がわからなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身の回りのことに全面的な介護が必要</li> <li>・ ほぼ寝たきりで、意思疎通が難しい</li> <li>・ 表情が乏しい</li> <li>・ 飲み込みがわるくなり食事に介助が必要</li> </ul>
<p>認知症は、病気の進行具合と介護の負担感は必ずしも比例しません。認知症の初期～中期にかけては、認知症に対する理解の不十分さから行動・心理症状が強く出やすくなり、介護者が精神的・身体的に最も疲れてしまう時期です。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護者自身が健康管理を行う</li> <li>・ 介護サービスを上手に利用する</li> <li>・ 様々な認知症状が出てくるため、介護方法の試行錯誤が必要になる</li> <li>・ 困ったことがあったら抱え込まず、早めに地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談し、一緒に対応方法を考える</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活で出来ないこと（食事、清潔保持）が増え、合併症を起こしやすくなることを理解する</li> <li>・ どのような終末期を迎えるか家族間でよく話しておく</li> </ul>
<p>を考える時期。 介護保険の申請が必要です。</p>		

**認知症の状態に合わせて利用できるさまざまなサービスや支援があります。次のページで確認してみましょう!!⇒**

# 7. 認知症の進行に合わせて受けられるサービス・支援の一覧表

支援の内容	認知症の症状がなく日常生活も自立	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
	もの忘れがなく生活全般において日常生活が自立している	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
相談・家族支援	①地域包括支援センター	②居宅介護支援事業所 ⑦認知症初期集中支援チーム	⑧小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
介護予防・悪化予防	⑮介護予防ふれあいサークル ⑲介護予防教室 ⑳高齢者ふれあい入浴券	④認知症カフェ	④⑤自治会活動 ④⑥いきいきサロン ③通所介護
	⑳おでかけ定期券		
他者とのつながり 仕事・役割支援	⑮介護予防ふれあいサークル	④③認知症カフェ	④⑤自治会活動 ④⑥いきいきサロン ③通所介護
安否確認・見守り	⑲「食」の自立支援	③⑤社会福祉協議会	②④富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル ④⑤自治会活動 ④⑧認知症サポーター
	③⑩福祉電話および緊急通報装置の貸与		
生活支援	⑲「食」の自立支援	④⑤自治会活動	④⑨民生委員・児童委員
	③①生きがい対応型デイサービス 自立支援介護予防サービス		③通所介護 ④通所リハビリテーション ③③おむつの支給 ③⑥日常生活自立支援事業
	③⑧任意後見制度 ④②運転免許の自主返納制度		
身体介護			
医療	⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 専門医療機関 (P7参照) ⑫訪問看護 ⑯かかりつけ医 ⑰かかりつけ歯科医 ⑱かかりつけ薬局		
緊急時支援 <small>本人：認知症状が目立つ 家族：休息が必要</small>		⑧小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 医療機関 ④⑩警察
権利と財産を守る	③⑨消費生活相談 ④①法テラス		③⑥日常生活自立支援事業
	③⑧任意後見制度		
住まい、 居住系サービス等	自宅		
	⑤⑩軽費老人ホーム（ケアハウス）		
	⑤①サービス付き高齢者向け住宅 ⑤②有料老人ホーム		③⑩認知症対応型共同生活介護



7

認知症の進行に合わせて受けられるサービス・支援の一覧表

サービスや支援名の頭についている番号は、

# (認知症ケアパス)

誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け・ 介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の 対応や訪問者の対応などが 一人では難しい	着替えや食事、トイレ等が うまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が 困難である
④認知症カフェ ④④認知症の人と家族の会	②⑧認知症家族介護教室	
④⑦老人クラブ		
④④通所リハビリテーション		
②①外出支援タクシー券 (おでかけタクシー券)		
④⑦老人クラブ		
④④通所リハビリテーション ⑤⑤訪問介護(ホームヘルプ)		
②⑤徘徊高齢者探索サービス ②⑥富山市認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険 ④⑨民生委員・児童委員		
⑥⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑦⑦夜間対応型訪問介護		
⑤⑤訪問介護(ホームヘルプ) ⑧⑧小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ⑫⑫軽度生活援助		
③④介護手当の支給 (社会福祉協議会)		
③⑦成年後見制度		
③③通所介護 ④④通所リハビリテーション ⑥⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑦⑦夜間対応型訪問介護 ⑧⑧小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 ⑨⑨認知症対応型通所介護 ⑩⑩短期入所生活介護・短期入所療養介護 ⑪⑪訪問入浴介護		
⑪⑪認知症疾患医療センター	訪問診療	
⑩⑩短期入所生活介護・短期入所療養介護		
(社会福祉協議会)		
③⑦成年後見制度		
※個別の施設によって受入れできる認知症の状態は異なるため確認が必要です。		
(グループホーム) ※個別の施設によって受入れできる認知症の状態は異なるため確認が必要です。		
⑭⑭介護老人保健施設 ⑮⑮介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		

次項の「受けられるサービス・支援の説明」の各サービスや支援の通し番号と対応しています。

## 8. 受けられるサービス・支援の説明

### (1) 介護保険のサービス

介護保険課 TEL.443-2193

#### ① 地域包括支援センター

P27、28参照

高齢者や家族が住みなれたまちで安心して暮らしていけるように、地域の関係機関やサービス事業所、各団体と協力しながら支えます。介護に関する心配や悩み以外にも、健康や生活の事など、高齢者に関することについて、総合的に相談・支援を行います。電話や来所による相談のほか、ご自宅への訪問による相談も対応しています。

#### ② 居宅介護支援事業所

在宅の要介護者が、在宅介護サービスや必要な保健医療・福祉サービスが適切に利用できるように、要介護認定の申請代行やケアプランを作成するとともにサービス提供機関との連絡・調整をします。

介護の知識を幅広く持った専門家であるケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しており、要介護者が必要なサービスを利用しながら、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう次のような支援をします。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の状態・希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業所との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

#### ③ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

#### ④ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排泄などの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

#### ⑤ 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護、調理・洗濯・掃除などの日常生活上の援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も行います。

#### ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話・療養上の世話などを行います。

#### ⑦ 夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。



## ⑧ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供するとともに、ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置しており、要介護者が必要なサービスを利用しながら、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、看護小規模多機能型居宅介護は、主治医との密接な連携を図り、療養上の管理下でサービスの提供が行われます。

## ⑨ 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護施設で、認知症の人へ食事・入浴などの介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

## ⑩ 短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している方へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

## ⑪ 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。

## ⑫ 訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

## ⑬ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活する住居で、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

## ⑭ 介護老人保健施設

病状が安定している方が在宅復帰できるよう、入所してリハビリテーションや介護を行います。

## ⑮ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。

## (2) 医療保険のサービス

### ⑯ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局

かかりつけ医や身近な専門職が相談に応じます。

### ⑰ 認知症疾患医療センター

谷野呉山病院 TEL.436-2324

医師をはじめとする専門スタッフが認知症に関する診察や診断を行います。認知症に関する相談を受け、困りごとの整理のお手伝いをします。病院と連携し、相談、受診、検査、治療の流れをスムーズに行います。

### (3) 富山市の事業

長寿福祉課 TEL.443-2062

#### ⑱ 介護予防ふれあいサークル

閉じこもりを予防し、人とふれあい、楽しく豊かに過ごすことができるよう、また、近所での相互扶助の精神が育つよう、65歳以上の高齢者5人以上で構成し、その中に、虚弱な方や閉じこもりがちの方、要支援・要介護の認定を受けている方などが1人以上参加していることを要件に活動しています。

#### ⑲ 介護予防教室

介護予防、閉じこもり予防のための教室です。

#### ⑳ 高齢者ふれあい入浴券

高齢者に公衆浴場や公共の湯等の入浴利用券を配布することにより、語らいの場の提供と身体健康増進を図っています。

#### ㉑ 外出支援タクシー券（おでかけタクシー券）

在宅の要介護1以上の高齢者等を対象としてタクシー料金の一部を助成し、病院への通院等の外出支援や社会参加の促進を図っています。

#### ㉒ おでかけ定期券

中心市街地活性化推進課 TEL.443-2054

富山市内在住の65歳以上の方が公共交通機関で市内各地から中心市街地へおでかけになる際に、1乗車100円で利用できるお得な定期券です。

#### ㉓ 富山市認知症高齢者見守りネットワーク

認知症の人や家族を理解し地域であたたかく見守る団体や事業所が登録するネットワークです。

「富山市認知症高齢者見守りネットワークステッカー」は登録している協力団体の目印です。



#### ㉔ 富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル

認知症による徘徊もしくはそのおそれのある方を事前に登録し、その方の徘徊に気づいた時に専用ダイヤルへ連絡すると24時間365日看護師や介護福祉士等の専門スタッフが電話を受け、協力団体・事業所に情報を配信します。情報を受けた協力団体は可能な範囲で捜索に協力します。登録については、地域包括支援センターにお問い合わせください。

#### ㉕ 徘徊高齢者探索サービス

在宅で徘徊行動のある認知症高齢者を介護している同居親族の方に位置情報端末機を貸与し、高齢者の居場所情報を電話やインターネットで確認することにより、徘徊高齢者の早期保護と介護家族の精神的・肉体的負担の軽減を図ります。

#### ㉖ 富山市認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険

認知症の人が外出先で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に、市が保険契約者として加入し、認知症の人本人や家族の安心を図ります。

※対象者は㉔ 富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル登録者のうち希望される方。

## ②7 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症サポート医と保健師、精神保健福祉士などによる、医療、介護の専門チームです。チームが認知症の人、またはその疑いがある方やその家族の自宅を訪問し、必要に応じて医療機関の受診や介護サービスの利用に繋げるための支援を行います。

## ②8 認知症家族介護教室

認知症の人の家族が認知症に関する基本的な知識や関連制度、介護技術を学び、家族同士が交流し仲間づくりを行うことができる認知症家族の介護教室を開催しています。参加を希望される方は、地域包括支援センターにお問合せください。

## ②9 「食」の自立支援

概ね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等へ、訪問によるアセスメントを行った上で、バランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して昼食と夕食を提供するとともに安否確認を行い、自立と生活の質の確保を図ります。

## ③0 福祉電話および緊急通報装置の貸与

福祉電話は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、地域社会との交流に乏しい高齢者に設置します。関係機関及び民生委員等の協力を得ながら安否確認などを行い、高齢者の孤独感の解消を図っています。

緊急通報装置は、急病や災害等の緊急時に迅速な対応をするためペンダントのボタンを押すことや安否センサーによる自動通報で、相談センター、消防署及び近隣の協力員等に緊急事態の発生を知らせます。さらに、火災・ガスセンサーを取付け安全性の確保を図っています。

## ③1 自立支援サービス

生きがい対応型デイサービスとは、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちの方に対して、生きがい活動援助員を配置して、日常動作訓練から趣味教室などのサービスを提供し、要介護状態への移行予防に努めます。

自立支援介護予防サービスとは、60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方、または介護保険における要介護認定において「自立」と認定された方に対して、自立した生活を営むためにリハビリテーション等の必要なサービスを提供します。

## ③2 軽度生活援助

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯の方の生活を支援するため、ホームヘルプサービスの対象とならない軽易な日常生活上の援助サービスを提供します。

## ③3 おむつの支給

寝たきり高齢者等の介護者の労苦の軽減を図るため、おむつ券を支給しています。

## ③4 介護手当の支給

寝たきりや認知症高齢者等を常時介護している家族の方に対し、介護者の経済的援助とその労をねぎらうために、介護手当を支給しています。



## (4) その他の公的機関の事業

### ③⑤ 社会福祉協議会

地域福祉を推進する中核的な組織として、地域住民の参加と協力により、地域福祉活動やボランティア活動等の推進・支援を行い「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」様々な事業に取り組んでいます。

### ③⑥ 日常生活自立支援事業 **富山市社会福祉協議会 TEL.422-3414**

認知症高齢者や知的障害、精神障害者など、判断能力が十分でない方の金銭管理や福祉サービスの利用手続きを生活支援員が支援します。

### ③⑦ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの支援を行います。

成年後見制度に関する相談窓口	電話番号
とやま福祉後見サポートセンター（社会福祉法人富山市社会福祉協議会内）	<b>422-3414</b>
富山県弁護士会	<b>421-4811</b>
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート富山県支部（富山県司法書士会内）	<b>431-9332</b>
一般社団法人 富山県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ富山	<b>090-2379-1475</b> (専用携帯)
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部（コスモスとやま）	<b>407-5017</b>
特定非営利活動法人 とやま成年後見人協会	<b>433-2348</b>

### ③⑧ 任意後見制度 **富山公証人合同役場 TEL.442-2700**

判断能力があるうちに、公正証書で「誰に」「どのように支援をしてもらうか」について定めた任意後見契約を結びます。本人の判断能力が無くなった時点で家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、任意後見人は任意後見監督人の下で支援を行います。

### ③⑨ 消費生活相談

高齢者や認知症の人の商品やサービスの契約に関する消費トラブルなど、消費生活相談を行います。

消費生活相談に関する相談窓口	電話番号	受付日時
富山市消費生活センター	<b>443-2047</b>	年未年始、Ciビル休館日を除く毎日 10:00~18:30
富山県消費生活センター (富山本所)	<b>432-9233</b> (消費生活相談) <b>433-3252</b> (消費者金融・ 多重債務相談)	月・水~金 8:30~17:00 火曜日のみ 8:30~19:00 (祝日、年未年始を除く) ※火曜日の17時以降の来所相談は予約制
富山県消費者協会	<b>432-5690</b>	土・日(祝日除く) 9:00~15:00
富山県弁護士会	<b>421-4811</b>	平日 9:00~17:00

## ④0 警察

認知症が原因で行方不明になり家族等から届出があった場合、状況を聴取の上、発見に向けた捜索活動を行います。認知症状によって自傷他害の恐れのある場合に家族等からの求めに応じ、本人・家族の身の安全を守るための相談対応を行います。

## ④1 法テラス

〈法テラス・サポートダイヤル TEL.0570-078374〉

問い合わせ内容に応じて法制度や関係機関の相談窓口の案内をします。

〈法テラス富山(日本司法支援センター富山地方事務所) TEL.0503383-5480〉

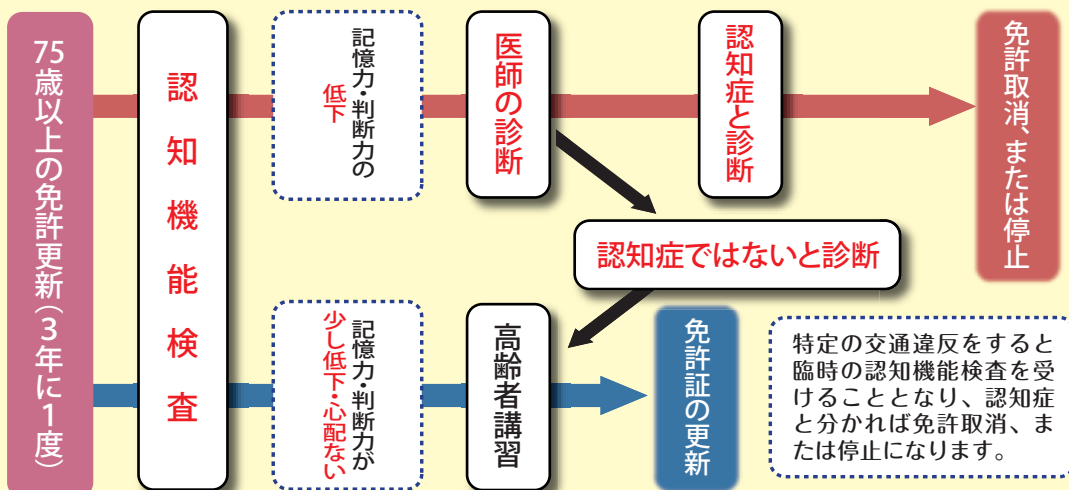
一定の資力以下の方を対象として、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替えの制度もあります。なお、相談には予約が必要です。

## ④2 運転免許の自主返納制度

運転者自らが申請して免許を取り消すことができます。

申請先：運転免許センターや警察署

### 改正道路交通法にみる高齢者と運転免許について



※70～74歳の免許更新では、高齢者講習の受講が必要です。

加齢に伴い、視野障害や筋力の衰えなど身体機能が低下すると、運転操作のミスへとつながります。高齢者本人の安全を確保すると同時に、加害者になるリスクを少しでも減らすために、本人が自ら「運転をやめよう」と思える環境を作る工夫が必要です。できるだけ早い段階で本人を含めて家族や関係者で話し合い、運転の目的に合わせた代替手段を考えてみましょう。高齢や病気等で運転を続けることに不安を感じたら、相談窓口までお問合せください。

〔安全運転相談窓口：運転免許センター 適正相談係  
TEL #8080(※各都道府県担当窓口につながります)、451-2140(直通)〕

### 《認知症の人の運転に対する家族の対応の例》

- 家族が通院や買い物、ドライブに連れて行く。
- 公共交通機関や移動サービス、宅配サービスを利用する。
- 家族からの説得に納得してもらえない時は友人やかかりつけ医等に協力してもらう。

## (5) その他のサービス・支援

### ④③ 認知症カフェ

認知症の本人・家族、地域住民、関係者等誰もが気軽に集い、認知症予防、相互交流、情報交換を目的とした居場所として開催しています。

富山県内の認知症カフェの一覧について、以下のURLにて確認することができます。  
([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1211/kj00000125-015-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/kj00000125-015-01.html))

### ④④ 認知症の人と家族の会

認知症患者本人、家族、介護者のための会です。公益社団法人であり、社会的に認知症の正しい理解を広めるための活動をしています。

### ④⑤ 自治会活動

市内の各地域で自発的に組織される「町内会」の活動です。

### ④⑥ いきいきサロン

地域で高齢者の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。

### ④⑦ 老人クラブ（長寿会）

高齢者の心身の健康増進を図ることを目的に市内には約560クラブ、41,000人あまりの会員が、社会奉仕等の諸活動に積極的に取り組まれています。

### ④⑧ 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する人です。

### ④⑨ 民生委員・児童委員

地域住民の身近な相談相手となり、地域での見守りや住民と行政や専門機関を繋ぐ「パイプ役」を務めます。民生委員児童委員には守秘義務があり、安心して相談することができます。

### ⑤⑩ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の、独立して生活することに不安のある高齢者が、自立して生活できるように工夫された施設です。

### ⑤⑪ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者のための住宅であり、生活相談サービスや安否確認を受けることができる住まいです。

### ⑤⑫ 有料老人ホーム

概ね60歳以上で、入浴、排泄もしくは食事の介護またはその他の日常生活の世話を行的、自立した生活を送れるようにサービスを提供する施設です。

## 9. 富山市の取組み

### (1) 認知症についての啓発活動の推進

富山市では、9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ毎年9月を認知症月間とし、精神科医師や認知症に関わる専門職の方などを講師に迎えて講演会を行ったり、市の広報紙に認知症の特集記事を掲載したりしています。

また、認知症についての正しい理解を深めるために認知症サポーターの養成に取り組んでいます。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者です。講師役であるキャラバン・メイトが主催する「認知症サポーター養成講座」を受けた人は誰でも認知症サポーターになることができます。認知症サポーターは「認知症の人を応援します」という意思を示す認知症カードやオレンジリングといった目印を携帯し、地域の中で、それぞれができるちょっとした手助けを心がけています。「認知症サポーター養成講座」については最寄りの地域包括支援センターまでお問合せください。(P27、28参照)



世界アルツハイマーデーに合わせて認知症を支援するシンボルカラーであるオレンジ色に富山城をライトアップ

### (2) 地域での見守り体制の推進

認知症高齢者の地域での生活を支えるために、地域包括支援センターが自治振興会や民生委員児童委員等と連携し「認知症高齢者見守りネットワーク」を構築しています。

医師会や家族会、地域団体や警察、消防等の代表者からなる富山市認知症高齢者見守りネットワーク会議を年に1度開催し、認知症高齢者の見守り支援の推進を図るための意見交換等を行っています。

### (3) 認知症のケアの質的向上

地域包括支援センターが中心となり、介護サービス事業所や施設等の認知症の人と接する機会の多い職員を対象に、認知症ケアに関する勉強会等に取り組んでいます。



# 10. 認知症の総合相談窓口

認知症に関する不安や悩みを抱え込まず、まず相談してみましょう！



(1) 地域包括支援センター ※相談に行かれる際は事前にお電話ください。

相談窓口	電話番号	担当地区	住所
水橋北地域包括支援センター	478-0311	水橋中部・水橋西部	水橋辻ヶ堂535
水橋南地域包括支援センター	479-2299	水橋東部・三郷・上条	水橋新堀1
大広田・浜黒崎地域包括支援センター	437-8022	大広田・浜黒崎	横越180
岩瀬・萩浦地域包括支援センター	438-8483	岩瀬・萩浦	高島町1-10-17
和合地域包括支援センター	435-0524	四方・草島・倉垣	布目1966-1
針原地域包括支援センター	451-1200	針原	小西170
新庄地域包括支援センター	451-8014	新庄・新庄北	向新庄町4-14-48
豊田地域包括支援センター	433-7870	豊田	豊田町1-1-8
広田地域包括支援センター	411-0231	広田	飯野1-1
奥田北地域包括支援センター	433-8808	奥田北	下新北町6-45
奥田地域包括支援センター	432-5762	奥田	永楽町41-22
百塚地域包括支援センター	433-8266	桜谷・八幡・長岡	石坂新830-1
呉羽地域包括支援センター	436-2117	呉羽・寒江・古沢・老田・池多	吉作1725
神明・五福地域包括支援センター	433-8857	神明・五福	鶴島字川原1907-1
愛宕・安野屋地域包括支援センター	433-2405	愛宕・安野屋	牛島本町2-1-58
まちなか地域包括支援センター	461-8151	総曲輪・西田地方・星井町・五番町・八人町	西田地方町2-10-11
柳町・清水町地域包括支援センター	492-6611	柳町・清水町	清水町2-6-23
東部・山室地域包括支援センター	494-1220	東部・山室	長江5-4-33
藤ノ木・山室中部地域包括支援センター	492-3146	藤木・山室中部	大島三丁目177
堀川・光陽地域包括支援センター	493-9111	堀川・光陽	今泉西部町1-3
蜷川地域包括支援センター	429-6602	蜷川	蜷川89
堀川南地域包括支援センター	411-7373	堀川南	本郷町262-14
太田地域包括支援センター	422-3283	太田	石屋237
月岡地域包括支援センター	429-7151	月岡	上千俵町98-1
新保・熊野地域包括支援センター	429-6676	新保・熊野	栗山字沢下割900
大沢野・細入地域包括支援センター	467-3590	大沢野・小羽・下夕・細入	下夕林237
大久保・船峠地域包括支援センター	468-8180	大久保・船峠	下大久保1530-1

認知症の総合相談窓口



大山地域包括支援センター	483-4188	大庄・福沢・上滝・大山	花崎80
八尾北・山田地域包括支援センター	454-6066	保内・杉原・山田	八尾町福島4丁目71
八尾南地域包括支援センター	454-5506	八尾・黒瀬谷・卯花・野積・室牧・仁歩・大長谷	八尾町乗嶺546
婦中東地域包括支援センター	466-0620	速星・鶴坂・婦中熊野・宮川	婦中町下轡田90-1
婦中西地域包括支援センター	469-1050	朝日・古里・神保・音川	婦中町羽根1092-2

## (2) 行政

相談窓口	電話番号	受付日時
長寿福祉課	443-2150	平日 8:30～17:15
介護保険課	443-2206	平日 8:30～17:15
中央保健福祉センター	422-1172	平日 8:30～17:15
南保健福祉センター	428-1156	平日 8:30～17:15
北保健福祉センター	426-0050	平日 8:30～17:15
大沢野保健福祉センター	467-5812	平日 8:30～17:15
大山保健福祉センター	483-1727	平日 8:30～17:15
八尾保健福祉センター	455-2474	平日 8:30～17:15
西保健福祉センター	469-0770	平日 8:30～17:15
保健所保健予防課	428-1152	平日 8:30～17:15
富山県心の健康センター	428-1511	平日 8:30～17:00

## (3) 上記以外の公的機関

相談窓口	電話番号	受付日時
富山県高齢者相談センター 健康・介護相談 (サンシップとやま内)	441-4110	火・金 10:00～12:00 13:00～16:00
認知症ほっと電話相談 (サンシップとやま内)	432-6580	土・日 10:00～16:00
富山市社会福祉協議会 (富山市総合社会福祉センター内)	422-3400	平日 8:30～17:15
富山県若年性認知症相談・支援センター (サンシップとやま内)	432-7501	月～金 9:00～16:30 土 13:00～16:00

## (4) 認知症の人と家族の会

相談窓口	電話番号	受付日時
公益社団法人 認知症の人と家族の会富山県支部	441-8998	毎日 20:00～23:00
公益社団法人 認知症の人と家族の会本部 (京都)	0120-294-456	月～金 10:00～15:00

# 富 山 市

発行 令和3年3月  
富山市長寿福祉課  
〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
TEL 443-2150  
編集 富山市認知症総合支援事業検討委員会

